

(別 紙)

新 旧 対 照 表

次表の「改正前」の部分を「改正後」欄に掲げるとおり改める（アンダーラインを付した部分は改正部分である）。

改 正 後	改 正 前
目 次 (注) 簿書様式は、<u>平成21年3月31日現在の法令に基づくものである。</u> (第1～2 省 略) 第3 贈 与 税 関 係 (1～2-1 省 略) <u>2-2 人格のない社団又は財団に課される贈与税額の計算明細書（平成 年分）（第1表の付表2）</u> 第4 譲 渡 所 得 関 係 (1～26 省 略) <u>26-1 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（国内事業管理親法人株式を国内において行う事業に係る資産として管理しなくなった場合又は譲渡した場合）</u> <u>26-2 国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合の届出書</u> 27 特定 <u>（新規）</u> 中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書 (第5～10 省 略) <u>（削 除）</u> <u>（削 除）</u>	目 次 (注) 簿書様式は、<u>平成20年3月31日現在の法令に基づくものである。</u> (第1～2 同 左) 第3 贈 与 税 関 係 (1～2-1 同 左) <u>2-2 受益者等が存しない信託等に係る贈与税額の計算明細書（平成 年分）（第1表の付表2）</u> 第4 譲 渡 所 得 関 係 (1～26 同 左) <u>（新 規）</u> <u>（新 規）</u> 27 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書 (第5～10 同 左) 第11 そ の 他 <u>1 納税申告書等の送付通知書（提出者通知用）</u>

納税義務等の承継に係る明細書
(兼相続人の代表者指定届出書)

第1表の付表1 (平成二十年分以降適用)

この表は、次の①から④に掲げる場合のいずれかに該当する場合に記入します。
① 相続税清算特別適用が被相続人の死亡の日前に死亡している場合
② 相続税の申告書提出すべき者が被相続人の死亡の日から相続税の申告期限までの間に相続税の申告書提出を拒否している場合
③ 相続税の申告書提出すべき者が被相続人の死亡の日から相続税の申告期限までの間に相続税の申告書提出を拒否している場合
④ 相続税の申告書提出すべき者が被相続人の死亡の日から相続税の申告期限までの間に相続税の申告書提出を拒否している場合

1	死亡した者の住所、氏名等	氏名	フリガナ	相続開始年月日	平成 年 月 日			
2	死亡した者の相続すべき又は還付される税額	相続すべき税額 (相続税の申告書提出の際に提出した税額)	還付される税額 (相続税の申告書提出の際に提出した税額)	円	円			
3	相続人等の代表者の指定 (相続税の申告書提出の際に提出した氏名を指定するときは、右の「指定承認」の文字を○で囲んでください。)	代表者の氏名						
4	指定承認の有無 (相続人等の指定承認されているときは、右の「指定承認」の文字を○で囲んでください。)	指定承認						
(1)	住所	〒	〒	〒	〒			
(2)	氏名	姓	名	姓	名			
(3)	生年月日	年	月	日	年	月	日	
(4)	電話番号	市	県	市	町	支	番	号
(5)	代表者指定承認の有無	指定承認						
(6)	相続税の申告書提出の際に提出した税額	円						
(7)	相続税の申告書提出の際に提出した税額	円						
(8)	本人の住所	〒	〒	〒	〒			
(9)	(7)の(8)に対する割合							
(10)	相続税の申告書提出の際に提出した税額	円						
(11)	還付される税額	円						

第1表の付表1(平成二十年分以降適用)

納税義務等の承継に係る明細書
(兼相続人の代表者指定届出書)

第1表の付表1 (平成十八年分以降適用)

この表は、次の①から④に掲げる場合のいずれかに該当する場合に記入します。
① 相続税清算特別適用が被相続人の死亡の日前に死亡している場合
② 相続税の申告書提出すべき者が被相続人の死亡の日から相続税の申告期限までの間に相続税の申告書提出を拒否している場合
③ 相続税の申告書提出すべき者が被相続人の死亡の日から相続税の申告期限までの間に相続税の申告書提出を拒否している場合
④ 相続税の申告書提出すべき者が被相続人の死亡の日から相続税の申告期限までの間に相続税の申告書提出を拒否している場合

1	死亡した者の住所、氏名等	氏名	フリガナ	相続開始年月日	平成 年 月 日			
2	死亡した者の相続すべき又は還付される税額	相続すべき税額 (相続税の申告書提出の際に提出した税額)	還付される税額 (相続税の申告書提出の際に提出した税額)	円	円			
3	相続人等の代表者の指定 (相続税の申告書提出の際に提出した氏名を指定するときは、右の「指定承認」の文字を○で囲んでください。)	代表者の氏名						
4	指定承認の有無 (相続人等の指定承認されているときは、右の「指定承認」の文字を○で囲んでください。)	指定承認						
(1)	住所	〒	〒	〒	〒			
(2)	氏名	姓	名	姓	名			
(3)	生年月日	年	月	日	年	月	日	
(4)	電話番号	市	県	市	町	支	番	号
(5)	代表者指定承認の有無	指定承認						
(6)	相続税の申告書提出の際に提出した税額	円						
(7)	相続税の申告書提出の際に提出した税額	円						
(8)	本人の住所	〒	〒	〒	〒			
(9)	(7)の(8)に対する割合							
(10)	相続税の申告書提出の際に提出した税額	円						
(11)	還付される税額	円						

第1表の付表1(平成十八年分以降適用)

特定同族会社株式等又は特定受贈同族会社株式等である
選択特定事業用資産についての課税価格の計算明細

第11・11の2表の付表3 (平成十八年分以降用)

[illegible][illegible][illegible]

2 特定受贈者同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細
この図は、特約の対象として特定受贈同族会社株式等である特定事業用資産を選択する場合には記入します。

[illegible][illegible]

額をこの額の幾何倍増設して得るもので持分持分償還(配当) 3

3 特定(受贈)同族会社株式等である選択特定事業用資産の価額の合計額
この額は、「1」のAの金額と「2」のBの金額の合計額を記入してください。

この金額が10万円を超える場合には、特約の適用を
受けることとはせず、 $A+B$ 円を A 円と見做す。

特定受贈(同様)会社株式等について会社分割等があった場合

累算明細の計算となる

この表は、警察庁の所管別表に基づいて改正事業用貸付金入会者から、所定区分の向付先を決定し、この表によって租税特別措置法施行令第10条の2第1項に規定する会社分類等が与つた当分の記入します。なお、この表は、会社分類等があつたつと、特定事業用貸付金入会者ごとに記入します。

[illegible]

出 人 名

【会社分割前により現行特別法は法令40条の2第1項又は第1項の規定により清算する第1項に即する対価は株式以下対価形式といふ。】

を取得している場合には、その対価は清算に係る法人について取り入れます。

非対価形式に係る法人の名称

法人名

会 社 分 部 前 依 式 後 額 の 計 算

①	アの法人の分割等対価式等の1区(1口)当たりの価額	14
②	金たの分割等時節中に特定事業用貸渡印税人いたアの法人に属する分割等対価式等(ア)	15

2 租税特別措置法施行令第40条の2の2第10項第1号の金額の計算

[illegible]

相模鉄道株式会社 第40号の2の2項第2号の金額の計算

④ 食と分習等時国におけるイの法人
の貸と金等の類

4 租取特別措置法施行令第40条の2の2第10項第3号の金額の合計額の計算

[illegible]

番号の分類	年	月	性・口	対式形式の取得 取得した式 形式の記入又は計算の 口数

5 アの法人の分割平対象株式等の1株(1口)当たりの時価

6 イの法人の対応株式の依(口)当たりの価額

7 特定事業用資産の性質の対象とならない金額

(注) ①國の通貨は、会社分割が初めてあつた場合には、分割方式等の期間開始時又はその金額を記入しなは、同にこの表により計算した物價又は分額の金額がある場合には、その金額を記入する。

- ② 国債、国債の交付と当年の額は、法人延滞税納付時には納付する者も延滞等の額に含め
- ③ 国債、国債の交付と当年の額は、法人延滞税納付時には納付する者も延滞等の額に含め
- ④ 国債、国債の交付と当年の額は、法人延滞税納付時には納付する者も延滞等の額に含め

る。宅税、倉庫税、貯蓄の金額は、各年度の翌年に「市税課の福祉課」のある部署には、その部署に
おける事務手である選任特定事業用若手の明細書の明細に特記します。

[illegible]

第11・12の2者の月表3の2 (平18.5)

1. **Introduction**

平成 年分贈与税の申告書

FD4322

17

[illegible]

第一表(平成19年分以降用) (相模時精算課税の申告をされる方は、申告書第二表と一緒に提出してください。)

[illegible]

姓名: 王明
 性别: 男
 年龄: 25
 职业: 教师
 籍贯: 山东
 民族: 汉族
 婚姻状况: 已婚
 健康状况: 良好
 兴趣爱好: 阅读、运动
 教育程度: 本科
 工作单位: 某某中学
 联系电话: 13800138000
 电子邮箱: wangming@example.com

[illegible]

申告期限までに納付すべき税額の増加額

[illegible]

83条のこの書面提出有	555号 ㊟
--------------------	---------------

増益者が存しない信託に係る贈与税額の計算(平成26年分)

[illegible]

17. 19. 10

平成 年分贈与税の申告書 (相続時特異課税の計算明細書)

文部科学省

山川 受贈者の氏名

第二表 (平成19年分以降用) (第二表は、必要な添付書類とともに申告書第五一五と一組に提出してください)

[illegible]

姓名	性别	年龄	职业	住址	电话

[illegible]

平成 年分贈与税の申告書 (相続時特異課税の計算規則第2条)

控用

第二表 (平成19年分以降用) ○この用紙は「採用」です。申告には必ず「採用用」を使ってください。

[illegible]

(四) 過去5年の事業において、任意資金及び貸付金を付した企業がある。人及びその関係者を被控したの翌々企業がある。人が記入します。

(五) 上記の様に記入しきれないとき、追加の紙面に記載し提出してください。

『新選集』(昭和十一年三月) 一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百。

(昭和十一年三月)

[一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百]

平成〇〇年分贈与税の修正申告書(別表)

三 解

第三表 平成20年分以降用

改正前の課税額（第一表）		改正後の課税額		改正後の課税額	
1	改正前の課税額	改正後の課税額	改正後の課税額	改正後の課税額	改正後の課税額
2	改正前の課税額	改正後の課税額	改正後の課税額	改正後の課税額	改正後の課税額
3	改正前の課税額	改正後の課税額	改正後の課税額	改正後の課税額	改正後の課税額
4	改正前の課税額	改正後の課税額	改正後の課税額	改正後の課税額	改正後の課税額
5	改正前の課税額	改正後の課税額	改正後の課税額	改正後の課税額	改正後の課税額
6	改正前の課税額	改正後の課税額	改正後の課税額	改正後の課税額	改正後の課税額
7	改正前の課税額	改正後の課税額	改正後の課税額	改正後の課税額	改正後の課税額

(第三稿は、非自衛隊一表及び第二表（相違点欄其様数分について修正申告する場合のみ）と一括に提出してください。

[illegible]

別添五（相違点相互誤解分について修正申告する場合のみ）と一緒に提出してください。

[illegible][illegible]

平成 年分贈与税の修正申告書(別表)

出 租

第三表 (平成19年分以降用)

[illegible]

(第三表は、申告書第一表及び第二表(租税特例課税区分について修正申告する場合のみ)と一緒に提出してください。)

[illegible]

二、賦 (租税時精算税分について修正申告する場合は) と一筆に提出してください。*)

[illegible][illegible]

平成〇〇年分贈与税の修正申告書 (別表)

受贈者の氏名

修正前の課税額 (第一表)

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑
㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘
㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟
㊱	㊲	㊳	㊴	㊵	㊶	㊷
㊸	㊹	㊺	㊻	㊼	㊽	㊾
㊿						

この用紙は「別表」です。申告には必ず「別表」を添付してください。

修正前の課税額 (第二表)

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑
㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘
㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟
㊱	㊲	㊳	㊴	㊵	㊶	㊷
㊸	㊹	㊺	㊻	㊼	㊽	㊾
㊿						

修正申告による異動した事項

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑
㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘
㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟
㊱	㊲	㊳	㊴	㊵	㊶	㊷
㊸	㊹	㊺	㊻	㊼	㊽	㊾
㊿						

修正申告による異動した事項

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑
㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘
㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟
㊱	㊲	㊳	㊴	㊵	㊶	㊷
㊸	㊹	㊺	㊻	㊼	㊽	㊾
㊿						

平成〇〇年分贈与税の修正申告書 (別表)

受贈者の氏名

修正前の課税額 (第一表)

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑
㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘
㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟
㊱	㊲	㊳	㊴	㊵	㊶	㊷
㊸	㊹	㊺	㊻	㊼	㊽	㊾
㊿						

この用紙は「別表」です。申告には必ず「別表」を添付してください。

修正前の課税額 (第二表)

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑
㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘
㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟
㊱	㊲	㊳	㊴	㊵	㊶	㊷
㊸	㊹	㊺	㊻	㊼	㊽	㊾
㊿						

修正申告による異動した事項

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑
㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘
㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟
㊱	㊲	㊳	㊴	㊵	㊶	㊷
㊸	㊹	㊺	㊻	㊼	㊽	㊾
㊿						

修正申告による異動した事項

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑
㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘
㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟
㊱	㊲	㊳	㊴	㊵	㊶	㊷
㊸	㊹	㊺	㊻	㊼	㊽	㊾
㊿						

暦年課税用

住宅取得資金等の贈与の特例に係る贈与税額の計算明細書

受贈者の氏名

この表は、平成16年分又は平成17年分の贈与税について住宅取得資金等の贈与の特例の適用を受けた人が、平成20年中に財産の贈与を受けた場合の税額の計算等に使用します（その贈与を受けた財産について相続税計算時課税（相続税計算時に課税の贈与を受けた場合の税額の計算等に使用します。）の課税を受ける場合を除きます。）

(1) 平成16年分又は平成17年分の贈与税について適用を受けた住宅取得資金等の贈与の特例に関する事項

受贈者の氏名 (贈与を受けた人)	贈与を受けた人 の住所	贈与を受けた人 の年齢	贈与を受けた人 の性別	贈与を受けた人 の職業	贈与を受けた人 の所得	贈与を受けた人 の所得	贈与を受けた人 の所得	贈与を受けた人 の所得	贈与を受けた人 の所得
平成	年	分							

(2) 贈与税額に対する税額の計算

①	贈与税額	②	贈与税額	③	贈与税額	④	贈与税額	⑤	贈与税額	⑥	贈与税額	⑦	贈与税額	⑧	贈与税額	⑨	贈与税額	⑩	贈与税額
1	1,000,000	2	1,000,000	3	1,000,000	4	1,000,000	5	1,000,000	6	1,000,000	7	1,000,000	8	1,000,000	9	1,000,000	10	1,000,000

(注) 「贈与税の課税額（平成15年分以降の贈与）」は申告書第一号（別表）の表面に記載しています。

(3) 死亡した住宅取得資金等の贈与者に関する事項

死亡した 贈与者の氏名	死亡した 贈与者の住所	死亡した 贈与者の年齢	死亡した 贈与者の性別	死亡した 贈与者の職業	死亡した 贈与者の所得	死亡した 贈与者の所得	死亡した 贈与者の所得	死亡した 贈与者の所得	死亡した 贈与者の所得
平成	年	月	日						

(注) 上記贈与事項の(1)に該当する住宅取得資金等の贈与があるときは、平成20年分の贈与税の申告書にこの明細書及びその贈与者が死亡したこととを添付する書類として戸籍の謄本等を添付して提出する必要があります。

(昭和三十九年一～四号) (平成20年)

暦年課税用

住宅取得資金等の贈与の特例に係る贈与税額の計算明細書

受贈者の氏名

この表は、平成16年分又は平成17年分の贈与税について住宅取得資金等の贈与の特例の適用を受けた人が、平成20年中に財産の贈与を受けた場合の税額の計算等に使用します（その贈与を受けた財産について相続税計算時課税（相続税計算時に課税の贈与を受けた場合の税額の計算等に使用します。）の課税を受ける場合を除きます。）

(1) 平成16年分又は平成17年分の贈与税について適用を受けた住宅取得資金等の贈与の特例に関する事項

受贈者の氏名 (贈与を受けた人)	贈与を受けた人 の住所	贈与を受けた人 の年齢	贈与を受けた人 の性別	贈与を受けた人 の職業	贈与を受けた人 の所得	贈与を受けた人 の所得	贈与を受けた人 の所得	贈与を受けた人 の所得	贈与を受けた人 の所得
平成	年	分							

(2) 贈与税額に対する税額の計算

①	贈与税額	②	贈与税額	③	贈与税額	④	贈与税額	⑤	贈与税額	⑥	贈与税額	⑦	贈与税額	⑧	贈与税額	⑨	贈与税額	⑩	贈与税額
1	1,000,000	2	1,000,000	3	1,000,000	4	1,000,000	5	1,000,000	6	1,000,000	7	1,000,000	8	1,000,000	9	1,000,000	10	1,000,000

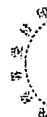
(注) 「贈与税の課税額（平成15年分以降の贈与）」は申告書第一号（別表）の表面に記載しています。

(3) 死亡した住宅取得資金等の贈与者に関する事項

死亡した 贈与者の氏名	死亡した 贈与者の住所	死亡した 贈与者の年齢	死亡した 贈与者の性別	死亡した 贈与者の職業	死亡した 贈与者の所得	死亡した 贈与者の所得	死亡した 贈与者の所得	死亡した 贈与者の所得	死亡した 贈与者の所得
平成	年	月	日						

(昭和三十九年一～四号) (平成20年)

相続時精算課税選択届出書



平成 年 月 日	住所又は居所 フリガナ	電話()
受贈者 氏名 (生年月日)	特定贈与者との続柄	
税務署長 院		

(平成20年分以降適用)

私は、下記の特定贈与者から平成 年中に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の9第1項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の事項を添えて届け出ます。

記

1 特定贈与者に関する事項

住所又は居所 フリガナ	氏名	生年月日	年 月 日
氏名	明・大・昭	年 月 日	

2 年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合

推定相続人となった理由	平成 年 月 日
推定相続人となった年月日	平成 年 月 日

3 添付書類

次の(1)～(3)のすべての書類が必要となります。
なお、いずれの添付書類も、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。
(書類の添付がなされているか確認の上、口にし印を記入してください。)

(1) ☐ 受贈者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する事項

① 受贈者の氏名、生年月日

② 受贈者が特定贈与者の推定相続人であること

(2) ☐ 受贈者の戸籍の附票の写しその他の書類で、受贈者が20歳に達した時以後の住所又は居所を証する事項(受贈者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する事項でも差し支えありません。)(3) ☐ 特定贈与者の住民票の写し又は特定贈与者の戸籍の附票の写しその他の書類で、次の内容を証する事項

① 特定贈与者の氏名、生年月日

② 特定贈与者の05歳に達した時以後の住所又は居所(特定贈与者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する事項でも差し支えありません。)

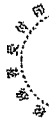
(注) ②の書類については、相続時精算課税法第70条の3(特定の贈与者から任意の財産を贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例)の適用を受ける場合には「平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する事項」、租税特別措置法第70条の3(特定の贈与者から特定同族親等からの贈与を受けた場合の特例)の適用を受ける場合には「平成19年1月1日以後の住所又は居所を証する事項」となります。

(注) この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価額に加算されます(この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができません)。

作成税理士	① 電話番号	② 印
※ 税務署長印 届出番号	名 簿	押印
(注) 捺印は記入しないください。(第0-42-A4様式) (平成20.10)		

○「相続時精算課税選択届出書」は、必要な添付書類とともに申告書第一表及び第二表と一緒に提出してください。

相続時精算課税選択届出書



平成 年 月 日	住所又は居所 フリガナ	電話()
受贈者 氏名 (生年月日)	特定贈与者との続柄	
税務署長 院		

私は、下記の特定贈与者から平成 年中に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の9第1項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の事項を添えて届け出ます。

記

1 特定贈与者に関する事項

住所又は居所 フリガナ	氏名	生年月日	年 月 日
氏名	明・大・昭	年 月 日	

2 年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合

推定相続人となった理由	平成 年 月 日
推定相続人となった年月日	平成 年 月 日

3 添付書類

次の(1)～(4)のすべての書類が必要となります。
なお、いずれの添付書類も、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。
(書類の添付がなされているか確認の上、口にし印を記入してください。)

(1) ☐ 受贈者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する事項

① 受贈者の氏名、生年月日

② 受贈者が特定贈与者の推定相続人であること

(2) ☐ 受贈者の戸籍の附票の写しその他の書類で、受贈者が20歳に達した時以後の住所又は居所を証する事項(受贈者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する事項でも差し支えありません。)(3) ☐ 特定贈与者の住民票の写し又は特定贈与者の戸籍の附票の写しその他の書類で、次の内容を証する事項

① 特定贈与者の氏名、生年月日

② 特定贈与者の05歳に達した時以後の住所又は居所(特定贈与者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する事項でも差し支えありません。)

(注) ②の書類については、相続時精算課税法第70条の3(特定の贈与者から任意の財産を贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例)の適用を受ける場合には「平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する事項」、租税特別措置法第70条の3(特定の贈与者から特定同族親等からの贈与を受けた場合の特例)の適用を受ける場合には「平成19年1月1日以後の住所又は居所を証する事項」となります。

(4) ☐ 相続時精算課税に係る財産を贈与した旨の協議書その他の書類で、特定贈与者が相続時精算課税を選択した旨の協議書に添付した旨の協議書(1)の用紙は添付する必要があります。)

(注) この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価額に加算されます(この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができません)。

作成税理士	① 電話番号	② 印
※ 税務署長印 届出番号	名 簿	押印
(注) 捺印は記入しないください。(第0-42-A4様式) (平成20.10)		

改正後	改正前
書 き か た 等 1 この届出書は、この届出書に記載された特定贈与者から贈与を受けた財産について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合に、税務署長に届け出るために使用します（この届出に係る贈与者から贈与を受けた財産について、前年以前にこの届出書を提出している場合には、再提出する必要はありません。）。 2 この届出書は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、相続時精算課税の適用は受けられません。）。 なお、特定贈与者が贈与をした年の中途で死亡した場合は、受贈者がこの書類を提出しないて死亡した場合はこの書類の提出義務については、税務署（資産税担当）又は税務相談室におたずねください。 3 「受贈者」欄には、受贈者の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び特定贈与者との続柄（子、養子、孫等）を記入してください。 4 「1 特定贈与者に関する事項」欄には、特定贈与者の住所又は居所、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。 5 「2 年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合」欄には、推定相続人となった理由（養子縁組等）及び推定相続人となった年月日を記入してください。 6 「3 添付書類」欄には、添付している書類の口にノ印を記入してください。 7 その他 (1) 受贈者が年の途中で養子縁組等により特定贈与者の推定相続人になった場合は、推定相続人となる前にその特定贈与者から贈与により取得した財産については、相続時精算課税の適用を受けることはできません。 (2) 受贈者が相続時精算課税選択届出書を提出する前に死亡している場合は、その贈与を受けた財産について相続時精算課税の適用を受けるためには、受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）全員が署名で相続時精算課税選択届出書をその死亡を知った日の翌日から10か月以内に提出することになります。 この場合は、「相続時精算課税選択届出書付表」もあわせて提出することとなります。	書 き か た 等 1 この届出書は、特定贈与者から贈与を受けた財産について相続時精算課税の適用を受ける場合に、税務署長に届け出るために使用します（この届出に係る贈与者から贈与を受けた財産について、前年以前にこの届出書を提出している場合には、再提出する必要はありません。）。 2 この届出書は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、相続時精算課税の適用は受けられません。）。 なお、特定贈与者が贈与をした年の中途で死亡した場合は、受贈者がこの書類を提出しないて死亡した場合はこの書類の提出義務については、税務署（資産税担当）又は税務相談室におたずねください。 3 「受贈者」欄には、受贈者の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び特定贈与者との続柄（子、養子、孫等）を記入してください。 4 「1 特定贈与者に関する事項」欄には、特定贈与者の住所又は居所、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。 5 「2 年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合」欄には、推定相続人となった理由（養子縁組等）及び推定相続人となった年月日を記入してください。 6 「3 添付書類」欄には、添付している書類の口にノ印を記入してください。 7 その他 (1) 受贈者が年の途中で養子縁組等により特定贈与者の推定相続人になった場合は、推定相続人となる前にその特定贈与者から贈与により取得した財産については、相続時精算課税の適用を受けることはできません。 (2) 受贈者が相続時精算課税選択届出書を提出する前に死亡している場合は、その贈与を受けた財産について相続時精算課税の適用を受けるためには、受贈者の相続人（包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。）全員が署名で相続時精算課税選択届出書をその死亡を知った日の翌日から10か月以内に提出することになります。 この場合は、「相続時精算課税選択届出書付表」もあわせて提出することとなります。

出番
係
保
山
林
社
会
族
同
盟
受
定
特
等
式
林
対
画
計
族
同
盟
受
定
特

(軍戒18年分以降用)

平成____年____月____日 親睦委員 股	受	住 所 又は 居 所	〒	電 話 (- -)
	贈 者	フリガナ		年 月 日 (大・昭)
		氏 名		
		(生年月日)		
		代表理事(若しくは役員)		

私は、下記の特定受贈者からの贈与により取得した特定受贈同窓会株式会社又は特定受贈会に施設計画対象山本
興産の2の2第19項を母に限定する附則を添付して届出します。

（注）但し、別荘施設法第6条の第1項の規定の適用を受けることとしましたので、但し特別附則並に旅行規則

24

住 所	
氏 名	
(生年月日)	
	(明・火・曜 年 月 日)

既得之者，則其利也。其利也。

提出書を提出した民営課名及び届出に係る年分		書 類		年分
特定受贈金受取書	特定受贈金受取書に添付する事項（特定受贈金受取書の様式等の特定印刷製を参照してください。）	① 法人名	② 年 間 (注)×(金) （世帯）の人数等	円
特定受贈金受取書	特定受贈金受取書に添付する事項（特定受贈金受取書の様式等の特定印刷製を参照してください。）	③ 法人名	④ 年 間 (注)×(金) （世帯）の人数等	円

田村の七郎三郎は、林道長が豊原城

[illegible]

(注) 上欄に記入しきれないときは、後頁の用紙にその用紙を添入して報告してください。

5. 遠付賃類

上記3について届け出る場合は次の(1)から(3)までの書類、上記4について届け出る場合は次の(4)の書類が必要となります。(登記の簿件がなされているか確認の上、口にて印を記入してください。)

- 判定を個別に実施した式次第等に於ける誤用・変更
- 1) ☐ 判定を個別に実施した式次第等に於ける誤用・変更
- 2) ☐ 判定を個別に実施した式次第等に於ける誤用・変更
- 3) ☐ 判定を個別に実施した式次第等に於ける誤用・変更
- 4) ☐ 判定を個別に実施した式次第等に於ける誤用・変更

[illegible]

(注) 葉月堀は記入しないでください。

(2018-2019-44-1) 2018.10

書きかた等

- この届出事は、特定贈与者の死亡に係る相続税において、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定受贈同族会社等又は特定受贈森林施業計画対象山林について、相続税の課税価格の価額控除を受けようとする場合に、その受けようとする旨を税務署長に届け出るために使用します。
- この届出事は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、相続税の課税価格の価額控除を受けられません。）。
なお、特定贈与者が贈与をした年の中途で死亡した場合は、受贈者がこの書類を提出しないで死亡した場合はこの書類の提出先等については、税務署におたずねください。
- 受贈者がこの届出事を提出する前に死亡している場合には「平成__年分 特定受贈同族会社等 届出事」等に添付する届出事付表」をこの届出事と一緒に提出してください。
- 「受贈者」欄には、受贈者の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び特定贈与者の続柄（子、養子、孫等）を記入してください。
- 「1 特定贈与者に関する事項」欄には、特定贈与者の住所又は居所、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。
- 「2 相続時精算課税制度に関する事項」欄には、相続時精算課税制度適用届出事を提出した（する）税務署名及びその提出に係る贈与税の年分を記入してください。
- 「3 特定受贈同族会社等に関する事項」欄には、相続税の課税価格の価額控除を受けるために届け出る特定受贈同族会社等に係る法人名、1 条（ロ）当たりの時価、特例の適用を受ける株式（出資）の株数等及びその価額を記入してください。
- 「4 特定受贈森林施業計画対象山林に関する事項」欄には、相続税の課税価格の価額控除を受けるために届け出る特定受贈森林施業計画対象山林に係る森林施業計画の特定年月日及び特定番号並びにその特定受贈森林施業計画対象山林の所在場所、立木・土地等の別、面積及びその価額を記入してください。

書きかた等

- この届出事は、特定贈与者の死亡に係る相続税において、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定受贈同族会社等又は特定受贈森林施業計画対象山林について、特定事業用資産についての相続税の課税価格の特例を受けようとする場合に、その受けようとする旨等を税務署長に贈与税の申告の届に届け出るために使用します。
- この届出事は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書（第一表及び第二表）に添付して提出してください（申告期限までに提出しなかった場合には、特例を受けられません。）。
なお、特定贈与者が贈与をした年の中途で死亡した場合は、受贈者がこの書類を提出しないで死亡した場合はこの書類の提出先等については、税務署（資産税課）又は税務相談室におたずねください。
- 受贈者がこの届出事を提出する前に死亡している場合には「平成__年分 特定受贈同族会社等 届出事」等に添付する届出事付表」をこの届出事と一緒に提出してください。
- 「受贈者」欄には、受贈者の住所又は居所、氏名（フリガナ）、生年月日及び特定贈与者との続柄（子、養子、孫等）を記入してください。
- 「1 特定贈与者に関する事項」欄には、特定贈与者の住所又は居所、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。
- 「2 相続時精算課税制度に関する事項」欄には、相続時精算課税制度適用届出事を提出した（する）税務署名及びその提出に係る贈与税の年分を記入してください。
- 「3 特定受贈同族会社等に関する事項」欄には、相続税の課税価格の価額控除を受けるために届け出る特定受贈同族会社等に係る法人名、1 条（ロ）当たりの時価、特例の適用を受ける株式（出資）の株数等及びその価額を記入してください。
- 「4 特定受贈森林施業計画対象山林に関する事項」欄には、相続税の課税価格の価額控除を受けるために届け出る特定受贈森林施業計画対象山林に係る森林施業計画の特定年月日及び特定番号並びにその特定受贈森林施業計画対象山林の所在場所、立木・土地等の別、面積及びその価額を記入してください。

平成__年分 特定受贈同族会社株式等の判定明細書

受贈者の氏名	
1 株式(出資)の時価総額が20億円未満であることの判定 株式(出資)の時価総額の合計額 (①+②+③)の合計 (注) この金額が1億円以上の場合は、特例を適用することはありません。	
2 特定受贈者株式(特定受贈出資)に係る法人別の明細 法人の 種類 ① 全員の親族のみに係る発行済株式(出資) ② 株式(出資)の1株(1口)当たりの全員の親族のみに係る発行済株式(出資) ③ 株式(出資)の時価総額 (②×③)	
3 特定受贈者株式(特定受贈出資)に係る法人別の明細 法人の 種類 ① 全員の親族のみに係る発行済株式(出資) ② 株式(出資)の1株(1口)当たりの全員の親族のみに係る発行済株式(出資) ③ 株式(出資)の時価総額 (②×③)	
4 特定受贈者株式(特定受贈出資)に係る法人別の明細 法人の 種類 ① 全員の親族のみに係る発行済株式(出資) ② 株式(出資)の1株(1口)当たりの全員の親族のみに係る発行済株式(出資) ③ 株式(出資)の時価総額 (②×③)	

(平成__年分) (平成__年分)

平成__年分 特定受贈同族会社株式等の判定明細書

受贈者の氏名	
1 株式(出資)の時価総額が20億円未満であることの判定 株式(出資)の時価総額の合計額 (①+②+③)の合計 (注) この金額が1億円以上の場合は、特例を適用することはありません。	
2 特定受贈者株式(特定受贈出資)に係る法人別の明細 法人の 種類 ① 全員の親族のみに係る発行済株式(出資) ② 株式(出資)の1株(1口)当たりの全員の親族のみに係る発行済株式(出資) ③ 株式(出資)の時価総額 (②×③)	
3 特定受贈者株式(特定受贈出資)に係る法人別の明細 法人の 種類 ① 全員の親族のみに係る発行済株式(出資) ② 株式(出資)の1株(1口)当たりの全員の親族のみに係る発行済株式(出資) ③ 株式(出資)の時価総額 (②×③)	
4 特定受贈者株式(特定受贈出資)に係る法人別の明細 法人の 種類 ① 全員の親族のみに係る発行済株式(出資) ② 株式(出資)の1株(1口)当たりの全員の親族のみに係る発行済株式(出資) ③ 株式(出資)の時価総額 (②×③)	

(平成__年分) (平成__年分)

写真貼付欄

特定同族株式会社等に係る相続時精算課税の特例の適用に対する同意書

平成 年 月 日	受 取 人	住所又は 居 所	電話 ()
平成 年 月 日	贈 与 人	フリガナ 氏 名 (生年月日)	
税務署長 殿	者	特記事項その他	

1 特定同族株式等に係る相続時精算課税の特例の適用することに対する同意

上記受贈者が、平成 年分の贈与税の申告書を提出するにあたり、特定贈与者から贈与により取得した の株式（出資）について、次の特例の規定の適用を受けることに同意します（適用を受ける特例の口の中にレ印を記入してください。）。

- ☐ 相続時特例適用法第3条の3第1項（特定同族株式等に係る相続時精算課税の特例）
☐ 相続時特例適用法第3条の3第1項（特定同族株式等に係る相続時精算課税の特例）

フリガナ 氏 名	住所又は居 所	特定贈与者 との続柄
特定贈与者		
の推定		
相続人		

(注) 上記の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に記入して添付してください。

2 特定贈与者の推定相続人のうちに行方不明の者がいる場合のその事情等

氏 名	特定贈与者の推定相続人のうちに行方不明の者がいる場合の その事情その他参考となるべき事項

(注) 上記の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に記入して添付してください。

作成税理士

電 話 番 号

作 成 税 理 士

写真貼付欄

特定同族株式等に係る相続時精算課税の特例の適用に対する同意書

平成 年 月 日	受 取 人	住所又は 居 所	電話 ()
平成 年 月 日	贈 与 人	フリガナ 氏 名 (生年月日)	
税務署長 殿	者	特記事項その他	

1 特定同族株式等に係る相続時精算課税の特例の適用することに対する同意

上記受贈者が、平成 年分の贈与税の申告書を提出するにあたり、特定贈与者から贈与により取得した の株式（出資）について、次の特例の規定の適用を受けることに同意します（適用を受ける特例の口の中にレ印を記入してください。）。

- ☐ 相続時特例適用法第3条の3第1項（特定同族株式等に係る相続時精算課税の特例）
☐ 相続時特例適用法第3条の3第1項（特定同族株式等に係る相続時精算課税の特例）

フリガナ 氏 名	住所又は居 所	特定贈与者 との続柄
特定贈与者		
の推定		
相続人		

(注) 上記の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に記入して添付してください。

2 特定贈与者の推定相続人のうちに行方不明の者がいる場合のその事情等

氏 名	特定贈与者の推定相続人のうちに行方不明の者がいる場合の その事情その他参考となるべき事項

(注) 上記の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に記入して添付してください。

作成税理士

電 話 番 号

作 成 税 理 士

(税5-50-A4特-1) (平成19)

(税5-50-A4特-1) (平成19)

付表 贈与税額控除又は相次相繼控除を受けている場合の相続税額

2 増徴税の申告書第1表の2の小計の額がない場合

[illegible]

① この明細書の記載については、次の点にご注意ください。

- [illegible]

分) 通稱した土地が、以上ある場合は「地」の金額は、通称した土地の金額として引渡があった日の年のものから取り、その通称を理由として区分する。ただし、これと異なる理由で引渡が生じ変更ありません。

なお、いずれの方式による場合であっても、通称した土地の金額の一部に旧当分の金額はを区分することはできません。区分した結果、1の金額が0になる場合は除かれます。

その取次で、¹⁰

「理想した理想型因」

(の)組員若幹負領へ(如前した租界並の要地あり)

④ 代償分割により借金を支出して取得した資産を譲渡した場合の「債」又は「股」又は「債」の「租税賦課権限」は、それぞれ次の形式で計算した金額となります。

イ「心」の金額	… (支払代金) ×	(借主により取得した土地等の増価) × (借主が取得した土地等の増価) + (支払代金) × (借主が取得した土地等の増価)
ロ「生」の金額	… (支払代金) ×	(借主により取得した土地等の増価) × (借主が取得した土地等の増価) + (支払代金) × (借主が取得した土地等の増価)
ハ「死」の金額	… (支払代金) ×	(借主により取得した土地等の増価) × (借主が取得した土地等の増価) + (支払代金) × (借主が取得した土地等の増価)

附錄

この明細書を提出する人は、次の主張の写しをこの明細書に添付して欲しい。

- [illegible]

செய்த

特例の適用を受けられる人にも母校が開始し、その人の時価を母校又は現拠により取得した人がその取得した時価を現拠とした場合においても、一定の要件を満たす場合には、最初の退職給付を基に計算した金額を取得費に相対することができま
す。詳しいことは要約書（資産取得指針）におたずねください。

改正後	改正前
保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書 1 使用目的 この明細書は、納税者が所法第64条第2項の規定の適用を受けようとする場合に確定申告書の添付書類として使用するものです。 2 記載要領等 (1) 「保証債務の明細」の各欄には、主たる債務者、債権者及び保証債務に関する事項を記載してください。 (2) 「譲渡所得（山林所得）」の各欄のうち、「⑤」欄から「⑩」欄までの各欄には、所法第64条第2項の規定を適用しなかったとした場合におけるその年分の各種所得の金額の合計額及び譲渡所得金額又は山林所得金額を記載してください。 (3) 「求償権が行使不能となった事情の説明」欄には、求償権が行使不能となった事情を記載してください。	保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書 1 使用目的 この明細書は、納税者が所法第64条第2項の規定の適用を受けようとする場合に確定申告書の添付書類として使用する。 2 記載要領等 (1) 「保証債務の明細」の各欄には、主たる債務者、債権者及び保証債務に関する事項を記載する。 (2) 「譲渡所得（山林所得）」のうち「⑤」欄から「⑩」欄までの各欄には、所法第64条第2項の規定を適用しなかったとした場合におけるその年分の各種所得の金額の合計額及び譲渡所得金額又は山林所得金額を記載する。 (3) 「求償権が行使不能となった事情の説明」欄には、求償権が行使不能となった事情を記載する。

1 面

【平成 年分】

名簿番号

提出 枚のうちの

譲渡所得の内訳書

(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】

この「譲渡所得の内訳書」は、土地や建物の譲渡（売却）による譲渡所得金額の計算用として使用するものです。「譲渡所得の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】）からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）を参考に、契約書や譲渡金などに基いて記載してください。

あなたの

現住所 (前住所)	フリガナ 氏 名
電話番号 (連絡先)	職 業

※ 譲渡（売却）した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

譲 与 税 理 士 名

(電 話)

記載上の注意事項

- この「譲渡所得の内訳書」は、一の契約ごとに1枚ずつ使用して記載し、「確定申告書」とともに提出してください。
また、譲渡所得の特例の適用を受けるために必要な書類などは、この内訳書に添付して提出してください。
- 長期譲渡所得又は短期譲渡所得のそれぞれで、二つ以上の契約がある場合には、いずれか1枚の内訳書の譲渡所得金額の計算欄(3面の「4」各欄の上段)に、その合計額を二段書きで記載してください。
- 譲渡所得の計算に当たっては、適用を受ける特別により、記載する項目が異なります。
 - 交換・買換え(代償)の特例の適用を受けない場合
..... 1面・2面・3面(4面の記載は必要ありません。)
 - 交換・買換え(代償)の特例の適用を受ける場合
..... 1面・2面・3面(「4」を除く)・4面
- 土地建物等の譲渡による譲渡損失の金額については、一定の居住用財産の譲渡損失の金額を除き、他の所得と損益通算することはできません。
- 非営利団体の譲渡（居住用）の償却率は次のとおりです。

区 分	木 造	木 造 モルタル コンクリート	鉄骨 コンクリート	金庫等①	金庫等②
償却率	0.031	0.034	0.015	0.036	0.025

(注)「金庫等①」.....柱間材等造のうす板材の厚さが3mm以下の建物
「金庫等②」.....柱間材等造のうす板材の厚さが3mm以上の建物

(平成18年分以降用)

H20.11

1 面

【平成 年分】

名簿番号

提出 枚のうちの

譲渡所得の内訳書

(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】

この「譲渡所得の内訳書」は、土地や建物の譲渡（売却）による譲渡所得金額の計算用として使用するものです。「譲渡所得の申告のしかた（記載例）」を参考に、契約書や譲渡金などに基いて記載してください。

あなたの

現住所 (前住所)	フリガナ 氏 名
電話番号 (連絡先)	職 業

※ 譲渡（売却）した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

譲 与 税 理 士 名

(電 話)

記載上の注意事項

- この「譲渡所得の内訳書」は、一の契約ごとに1枚ずつ使用して記載し、「確定申告書」とともに提出してください。
また、譲渡所得の特例の適用を受けるために必要な書類などは、この内訳書に添付して提出してください。
- 長期譲渡所得又は短期譲渡所得のそれぞれで、二つ以上の契約がある場合には、いずれか1枚の内訳書の譲渡所得金額の計算欄(3面の「4」各欄の上段)に、その合計額を二段書きで記載してください。
- 譲渡所得の計算に当たっては、適用を受ける特別により、記載する項目が異なります。
 - 交換・買換え(代償)の特例の適用を受けない場合
..... 1面・2面・3面(4面の記載は必要ありません。)
 - 交換・買換え(代償)の特例の適用を受ける場合
..... 1面・2面・3面(「4」を除く)・4面
- 土地建物等の譲渡による譲渡損失の金額については、一定の居住用財産の譲渡損失の金額を除き、他の所得と損益通算することはできません。
- 非営利団体の譲渡（居住用）の償却率は次のとおりです。

区 分	木 造	木 造 モルタル コンクリート	鉄骨 コンクリート	金庫等①	金庫等②
償却率	0.031	0.034	0.015	0.036	0.025

(注)「金庫等①」.....柱間材等造のうす板材の厚さが3mm以下の建物
「金庫等②」.....柱間材等造のうす板材の厚さが3mm以上の建物

(平成18年分以降用)

H11

平成 年分の所得税の確定申告書付表

五		
四		
三		
二		
一		

住所	氏名
近江 守山 市	

この付表は、租税特別措置法第37条の12の3(上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の特例)の規定の適用を受ける方が、3年前の年分以後の株式等に係る譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すために使用するものです。

- 本年分において、「株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、必ず「証券等に係る譲渡所得等の金額の計算明細表」の作成をしてください。

- 1 本年分の特定資産減損失の金額の計算（赤字の金額は、△を付けないで書きます。下の2も同じです。）
- 「①株主等に係る配当所得等の金額が黒字の場合又は「②上場株式等に係る配当損失の金額」がない場合には、この指の記載は要しません。

①	株式等に係る譲渡所得等の金額 (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」及び「上場 分」の⑨の金額の合計額)
②	上場株式等に係る譲渡損失の金額 (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「上場分」の⑩の金額)
③	特定譲渡損失の金額 (④の金額と⑤の金額のうち、いずれか少ない方の金額)

- ## 2 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額の計算

年 分 (※1)	① 前年から繰り越された 株式等に係る超過損失 の金額	② 本年で繰引(控除)等 に係る超過損失の金額(※2)	本年分を差し引くこと のできなかった株式等 に係る超過損失の金額(①-②)
本年の3年前分 (平成____年分)	円	円	
本年の2年前分 (平成____年分)		④	円
本年の前分 (平成____年分)		③	
翌年以後に繰り越される株式等に係る超過損失の金額 (③+④+⑤)			円

- [illegible]

- 府の区區保衛又は記録方法についての詳しいことは、警察廳又は警察相談室におたずねください。

平成 年分の所得税の確定申告書付表 (特定投資控除の繰越る)

住所 又 は 支 店 の 所 在 地		フリガナ 氏名

この付表は、租税特別措置法第34条の1の2第4項に規定する特定出資株式（いわゆるエンジェル投資の対価となる株式）に係る譲渡損失の繰越控除の特例の適用を受ける方が、3年前の半年以降の株式等に係る譲渡損失の金額も翌年以後に繰り越すために使用するものです。

- 本分において、株式等に係る譲渡所得等の金額がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算用出資(特定譲渡取得株式区分及び特定譲渡取得株式区分がある場合)」の作成をしてください。
- 1 本年分の特定譲渡損失の金額の計算(赤字の金額は、△を付けないで書きます。下の2も同じです。)
- 「100万円以下に係る特定譲渡損失の金額」が赤字の場合に、この金額は△に記入します。

①	株主等毎に係る議決権の金額 (株主等毎に係る議決権等の金額の計算明細書(特定増発行使株式及び特 定劣後株式等がある場合)の「表A欄分」及び「上場分」の各の金額の合計額)
②	上場株式等毎に係る議決権の金額(議決権の行使は可能であると見ていない) (株主等毎に係る議決権等の金額の計算明細書(特定増発行使株式及び特 定劣後株式等がある場合)の「B」欄の金額)
③	特定劣後株式の設置による議決の金額(議決権の行使は可能であると見ていない) (株主等毎に係る議決権等の金額の計算明細書(特定増発行使株式及び特 定劣後株式等がある場合)の「B」欄の金額)
④	特定劣後株式の設置損失による議決の金額(議決権の行使は可能であると見ていない) (株主等毎に係る議決権等の金額の計算明細書(特定増発行使株式及び特 定劣後株式等がある場合)の「B」欄の金額)
⑤	特定議決権の金額 (B)の金額と(2)④(⑤)の金額のうち、いずれか少ない方の金額)

2 翌年以後に繰り越される株式等に係る毀滅損失の金額の計算

年 分 (注1)	① 前年より増り超された株式 等に係る配当損失の金額	② 本年分で差し引き済んだ株式 等に係る配当損失の金額	③ 本年分で差し引き済んだ株式 等に係る配当損失の金額 (注2)	④ 本年分で差し引くことのできな かったたけが株式に係る配当損失の 金額 (注3+④)
本年の3年前分 (平成____年)	円	円	円	
本年の2年前分 (平成____年)				円
本年の前年分 (平成____年)				⑦
				⑧

翌年は⑤に増り超される株式等に係る配当損失の金額
(⑤+⑥+⑦) 中、特例第三款をへ

- [illegible]

○昨晩の党内閣は、悲劇といつては、現總理又は現首相は望におたずねくたさい。

(平式19年分以後用)

1 面

【平成 年分】

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

この明細書は、株式等の譲渡による譲渡所得等の金額の計算用として使用するものです。「株式等の譲渡所得等の申告のしかた(記載例) (国税庁ホームページ「www.nta.go.jp」からダウンロード)」を、お読みにも用いてください。

住所 (前住所)	フリガナ ()	氏名 ()
電話番号 (連絡先)	取組 ()	間与税理士名 (電 話)

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

未公開分		上場分
収入金額	①	円
その他の収入	②	
小計(①+②)	③	申告書第三表②へ
取得費(取得価額)	④	
譲渡のための委託手数料	⑤	
小計(④+⑤)	⑥	
特定譲渡株式のみなし とした金額の控除(※1) (※1の金額は0と書いてください。)	⑦	
差引金額(③-⑥)	⑧	
特定譲渡株式の取得に 要した金額の控除(※2) (※2の金額は0と書いてください。)	⑨	
所得金額(⑧-⑨)	⑩	申告書第三表③へ
本年分で差し引く株式等に 係る繰越損失の金額(※2)	⑪	申告書第三表④へ
繰越控除後の所得金額(※3) (⑩-⑪)	⑫	申告書第三表⑤へ

(注) 上場株式等を相対取引により譲渡した場合には、「未公開分」に記載します。

※1 ⑦の金額は、「特定(非特定) 中小会社が発行した株式の取得に要した金額
の控除の特典」で計算した金額に基づき、「上場分」「未公開分」の順に、⑧
の金額を控除して控除します。

※2 ⑨の金額は、⑩の金額が0の場合には記載しません。

本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額は、「所得税の確定申告書(上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除)」の2②欄
の合計額を、「未公開分」「上場分」の順に、⑩の金額を控除して控除します。

※3 ⑫の金額を申告書へ記載するに当たって申告書第三表の金額の金額が同一の金額から控除しきれない場合には、税務署
におたずねください。

取組

(平成19年分以降適用)

13.11

1 面

【平成 年分】

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

この明細書は、株式等の譲渡による譲渡所得等の金額の計算用として使用するものです。「株式等の譲渡所得等の申告のしかた(記載例) (国税庁ホームページ「www.nta.go.jp」からダウンロード)」を、お読みにも用いてください。

住所 (前住所)	フリガナ ()	氏名 ()
電話番号 (連絡先)	取組 ()	間与税理士名 (電 話)

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

未公開分		上場分
収入金額	①	円
その他の収入	②	
小計(①+②)	③	申告書第三表②へ
取得費(取得価額)	④	
譲渡のための委託手数料	⑤	
小計(④+⑤)	⑥	
特定譲渡株式のみなし とした金額の控除(※1) (※1の金額は0と書いてください。)	⑦	
差引金額(③-⑥)	⑧	
特定譲渡株式の取得に 要した金額の控除(※2) (※2の金額は0と書いてください。)	⑨	
所得金額(⑧-⑨)	⑩	申告書第三表③へ
本年分で差し引く株式等に 係る繰越損失の金額(※2)	⑪	申告書第三表④へ
繰越控除後の所得金額(※3) (⑩-⑪)	⑫	申告書第三表⑤へ

(注) 上場株式等を相対取引により譲渡した場合には、「未公開分」に記載します。

※1 ⑦の金額は、「特定(非特定) 中小会社が発行した株式の取得に要した金額
の控除の特典」で計算した金額に基づき、「上場分」「未公開分」の順に、⑧
の金額を控除して控除します。

※2 ⑨の金額は、⑩の金額が0の場合には記載しません。

本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額は、「所得税の確定申告書(上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除)」の2②欄
の合計額を、「未公開分」「上場分」の順に、⑩の金額を控除して控除します。

※3 ⑫の金額を申告書へ記載するに当たって申告書第三表の金額の金額が同一の金額から控除しきれない場合には、税務署
におたずねください。

取組

(平成19年分以降適用)

13.11

この明細書は、租税特別措置法第29条の2に規定する特定権利行使株式（いわゆる税制適格ストック・オプション）により取得した株式又は租税特別措置法第37条の13の2及び平成20年改正租税特別措置法第37条の13の3に規定する特定投資株式（いわゆるエンジェル税制の対象となる株式）を譲渡した方が使用するものです。

1 所得金額の計算

[illegible]

上提花布 每碼五角二分
上提花布 每碼五角二分

[illegible]

※2 ①欄の金額は、②欄の金額が0の場合には記載しません。

本年分で定引く株式等に係る越損損失の金額は、「所得税の確定申告書付添（特定徴収法主に係る越損損失の戻し金）」の「2公同合算額を、〔未公開分〕（償填の金額を限度とします。）、〔上場分〕（償填の金額を限度とします。）の順に控除します。

※3 命綱の金鎖を半錠へて屈するに当って半錠金鎖の金鎖が何段階の金鎖から放鬆された場合にも、
脱逃罪にあつてはいい。

總計		(平成20年分限用)
----	--	------------

この明細書は、租税特別措置法第29条の2に規定する特定非営利行状株式会社（いわゆる税制適格ストック・オプションにより取得した株式会社）又は租税特別措置法第37条の13の2及び同法第37条の13の3に規定する特定投資株式会社（いわゆるエンジェル投資の形態となる株式会社）を開設した方が使用するものです。

1 所得金額の計算

[illegible]

「オランダ」のオランダは、オランダのオランダ。

「公団」の会則は、「持分小委員会が所管し、株式の取得に基いて金庫の控除の用途」で訂正した上に基づき、「上場法」(「公開増付規定第五分」とそれ以外の上場法がある場合には、次に「公開増付規定第五分」から控除し得る)、「採算規定」の順に、会則の金庫を根拠として控除し得る。また、会則の目的の条第④の金庫より小さい場合には、「公団」の特分小委員会が、向の金庫を限度として控除し得る。

※2 引当の金額は、引当の金額が0の場合には記載しません。

本年分で差し引く株式等に係る繰越損失の金額は、「所得税の確定申告書付表（特定投資株式に係る繰越損失の繰戻
用）」の2⑤欄の合計額を、「未公開分」⑥欄の金額を控除とし、⑦「上場分」⑥欄の金額を控除とします。）
の順に控除します。

[illegible]

1910年	1911年	1912年	1913年	1914年	1915年	1916年	1917年	1918年	1919年	1920年	1921年	1922年	1923年	1924年	1925年	1926年	1927年	1928年	1929年	1930年	1931年	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年	1937年	1938年	1939年	1940年	1941年	1942年	1943年	1944年	1945年	1946年	1947年	1948年	1949年	1950年	1951年	1952年	1953年	1954年	1955年	1956年	1957年	1958年	1959年	1960年	1961年	1962年	1963年	1964年	1965年	1966年	1967年	1968年	1969年	1970年	1971年	1972年	1973年	1974年	1975年	1976年	1977年	1978年	1979年	1980年	1981年	1982年	1983年	1984年	1985年	1986年	1987年	1988年	1989年	1990年	1991年	1992年	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年	2031年	2032年	2033年	2034年	2035年	2036年	2037年	2038年	2039年	2040年	2041年	2042年	2043年	2044年	2045年	2046年	2047年	2048年	2049年	2050年	2051年	2052年	2053年	2054年	2055年	2056年	2057年	2058年	2059年	2060年	2061年	2062年	2063年	2064年	2065年	2066年	2067年	2068年	2069年	2070年	2071年	2072年	2073年	2074年	2075年	2076年	2077年	2078年	2079年	2080年	2081年	2082年	2083年	2084年	2085年	2086年	2087年	2088年	2089年	2090年	2091年	2092年	2093年	2094年	2095年	2096年	2097年	2098年	2099年	2100年	2101年	2102年	2103年	2104年	2105年	2106年	2107年	2108年	2109年	2110年	2111年	2112年	2113年	2114年	2115年	2116年	2117年	2118年	2119年	2120年	2121年	2122年	2123年	2124年	2125年	2126年	2127年	2128年	2129年	2130年	2131年	2132年	2133年	2134年	2135年	2136年	2137年	2138年	2139年	2140年	2141年	2142年	2143年	2144年	2145年	2146年	2147年	2148年	2149年	2150年	2151年	2152年	2153年	2154年	2155年	2156年	2157年	2158年	2159年	2160年	2161年	2162年	2163年	2164年	2165年	2166年	2167年	2168年	2169年	2170年	2171年	2172年	2173年	2174年	2175年	2176年	2177年	2178年	2179年	2180年	2181年	2182年	2183年	2184年	2185年	2186年	2187年	2188年	2189年	2190年	2191年	2192年	2193年	2194年	2195年	2196年	2197年	2198年	2199年	2200年	2201年	2202年	2203年	2204年	2205年	2206年	2207年	2208年	2209年	2210年	2211年	2212年	2213年	2214年	2215年	2216年	2217年	2218年	2219年	2220年	2221年	2222年	2223年	2224年	2225年	2226年	2227年	2228年	2229年	2230年	2231年	2232年	2233年	2234年	2235年	2236年	2237年	2238年	2239年	2240年	2241年	2242年	2243年	2244年	2245年	2246年	2247年	2248年	2249年	2250年	2251年	2252年	2253年	2254年	2255年	2256年	2257年	2258年	2259年	2260年	2261年	2262年	2263年	2264年	2265年	2266年	2267年	2268年	2269年	2270年	2271年	2272年	2273年	2274年	2275年	2276年	2277年	2278年	2279年	2280年	2281
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------

2 面

2 「上場株式等の取得費の特例」の適用を受ける上場株式等の明細

課税年度 年 月 日	譲渡した 株式等 の 数	譲渡先 (金融商品取引業者等) の 所在地等 、 名称等	譲渡による 収入金額	取得 年月日	特例を 適用して 計算した 取得費 金額	その譲渡した株式等の取得費 (①)うち、平成13年10月1日以後に取得した株式等 の取得費 金額
・	・	株(口)	円	・	円	株(口)
・	・			・		
・	・			・		
・	・			・		

3 特定投資株式の価額減失の金額の計算

① 特定株式数	② 1株当たりの取得費	③ 特定投資株式の価額減失の金額(①×②)
株	円	円

④ ①及び②は、「株式の異動明細書」の「異動事由」欄の清算終了等の直前の特定株式数と、そのときにおける1株当たりの取得費を記載してください。

4 公開等特定株式に該当する株式数の計算

① 譲渡の時の直前の特定株式数	② 譲渡の日	③ 譲渡の時の直前の特定株式数
株	年 月 日	株
株		株
株		株

④ 1 「譲渡の時の直前の特定株式数」は、譲渡の時の直前における「株式の異動明細書」の「特定株式数」欄の株式数を記載してください。
 2 「平成12年1月1日から譲渡の日(取得期)までの間に取得した株式数」は、別に「特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例」の適用を受けた株式数を除きます。
 3 公開等特定株式に該当する株式について、譲渡した株式数が③の株式数を上回る場合には、③の株式数が公開等特定株式に該当する株式数の上限となりますので、1画「上場分」の「内、公開等特定株式分」には、③の株式数に相当する金額のみ記載してください。

5 公開等特定株式に係る所得金額の計算

「1 所得金額の計算」 ④(所得金額)が⑤以上の場合	④-⑤(⑥-⑦)	「1 所得金額の計算」 ④未満の場合
円		円
「1 所得金額の計算」 ④(所得金額)が⑤<⑥の場合	④÷⑥	「1 所得金額の計算」 ④未満の場合
円		円

【参考】その他の譲渡した主な株式等の明細 (記号は別添の記載事項に従って記入してください)

区分	譲渡年月日	譲渡した株式等の総数	譲渡による収入金額	取得年月日
未公開分	・	株(口)	円	・
上場分	・			・
未公開分	・			・
上場分	・			・
未公開分	・			・
上場分	・			・

※ 特定投資行便株式に係る保管の委託の契約等があった場合のみなし譲渡課税が行われたときは、次の事由を、この欄に()書きで記載してください。
 (事由) 保管委託の解約、保管委託の終了、閉鎖、相対、譲渡、低額譲渡

○ 特例の内容又は記載方法については、税務署又は税務相談室におたずねください。

2 面

2 「上場株式等の取得費の特例」の適用を受ける上場株式等の明細

課税年度 年 月 日	譲渡した 株式等 の 数	譲渡先 (金融商品取引業者等) の 所在地等 、 名称等	譲渡による 収入金額	取得 年月日	特例を 適用して 計算した 取得費 金額	その譲渡した株式等の取得費 (①)うち、平成13年10月1日以後に取得した株式等 の取得費 金額
・	・	株(口)	円	・	円	株(口)
・	・			・		
・	・			・		
・	・			・		

3 特定投資株式の価額減失の金額の計算

① 特定株式数	② 1株当たりの取得費	③ 特定投資株式の価額減失の金額(①×②)
株	円	円

④ ①及び②は、「株式の異動明細書」の「異動事由」欄の清算終了等の直前の特定株式数と、そのときにおける1株当たりの取得費を記載してください。

4 公開等特定株式に該当する株式数の計算

① 譲渡の時の直前の特定株式数	② 譲渡の日	③ 譲渡の時の直前の特定株式数
株	年 月 日	株
株		株
株		株

④ 1 「譲渡の時の直前の特定株式数」は、譲渡の時の直前における「株式の異動明細書」の「特定株式数」欄の株式数を記載してください。
 2 「平成12年1月1日から譲渡の日(取得期)までの間に取得した株式数」は、別に「特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例」の適用を受けた株式数を除きます。
 3 公開等特定株式に該当する株式について、譲渡した株式数が③の株式数を上回る場合には、③の株式数が公開等特定株式に該当する株式数の上限となりますので、1画「上場分」の「内、公開等特定株式分」には、③の株式数に相当する金額のみ記載してください。

5 公開等特定株式に係る所得金額の計算

「1 所得金額の計算」 ④(所得金額)が⑤以上の場合	④-⑤(⑥-⑦)	「1 所得金額の計算」 ④未満の場合
円		円
「1 所得金額の計算」 ④(所得金額)が⑤<⑥の場合	④÷⑥	「1 所得金額の計算」 ④未満の場合
円		円

【参考】その他の譲渡した主な株式等の明細 (記号は別添の記載事項に従って記入してください)

区分	譲渡年月日	譲渡した株式等の総数	譲渡による収入金額	取得年月日
未公開分	・	株(口)	円	・
上場分	・			・
未公開分	・			・
上場分	・			・
未公開分	・			・
上場分	・			・

※ 特定投資行便株式に係る保管の委託の契約等があった場合のみなし譲渡課税が行われたときは、次の事由を、この欄に()書きで記載してください。
 (事由) 保管委託の解約、保管委託の終了、閉鎖、相対、譲渡、低額譲渡

○ 特例の内容又は記載方法については、税務署又は税務相談室におたずねください。

(新規)

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

国内事業用株式会社等が、平成20年4月1日以後に設立された会社又は譲渡した会社

【平成 年分】

番 号

この明細書は、国内に恒久的施設を有する非居住者の方が、租税特別措置法第37条の14の2に規定する国内事業用株式会社等が、平成20年4月1日以後に設立された会社又は譲渡した会社として管理しなくなった場合又は(2)譲渡した場合に使用するものです。

納税地	住所・事業所等 (該当するものを○で記入してください)	フリガナ
電話番号 (連絡先)	職業 ()	氏 名
	()	関与税理士名 ()
		()

1 所得金額の計算

未 公 開 分		上 場 分	
譲 渡 に よ る 所得金額	①	譲 渡 に よ る 所得金額	①
収入金額	②	収入金額	②
譲渡があつたものとみなされる金額(注1)	③	譲渡があつたものとみなされる金額(注1)	③
その他の収入	④	その他の収入	④
小 計	⑤	小 計	⑤
譲渡のたのみの収入	⑥	譲渡のたのみの収入	⑥
譲渡のたのみの収入	⑦	譲渡のたのみの収入	⑦
譲渡のたのみの収入	⑧	譲渡のたのみの収入	⑧
譲渡のたのみの収入	⑨	譲渡のたのみの収入	⑨
譲渡のたのみの収入	⑩	譲渡のたのみの収入	⑩
譲渡のたのみの収入	⑪	譲渡のたのみの収入	⑪
譲渡のたのみの収入	⑫	譲渡のたのみの収入	⑫
譲渡のたのみの収入	⑬	譲渡のたのみの収入	⑬
譲渡のたのみの収入	⑭	譲渡のたのみの収入	⑭
譲渡のたのみの収入	⑮	譲渡のたのみの収入	⑮
譲渡のたのみの収入	⑯	譲渡のたのみの収入	⑯
譲渡のたのみの収入	⑰	譲渡のたのみの収入	⑰
譲渡のたのみの収入	⑱	譲渡のたのみの収入	⑱
譲渡のたのみの収入	⑲	譲渡のたのみの収入	⑲
譲渡のたのみの収入	⑳	譲渡のたのみの収入	⑳
譲渡のたのみの収入	㉑	譲渡のたのみの収入	㉑
譲渡のたのみの収入	㉒	譲渡のたのみの収入	㉒
譲渡のたのみの収入	㉓	譲渡のたのみの収入	㉓
譲渡のたのみの収入	㉔	譲渡のたのみの収入	㉔
譲渡のたのみの収入	㉕	譲渡のたのみの収入	㉕
譲渡のたのみの収入	㉖	譲渡のたのみの収入	㉖
譲渡のたのみの収入	㉗	譲渡のたのみの収入	㉗
譲渡のたのみの収入	㉘	譲渡のたのみの収入	㉘
譲渡のたのみの収入	㉙	譲渡のたのみの収入	㉙
譲渡のたのみの収入	㉚	譲渡のたのみの収入	㉚
譲渡のたのみの収入	㉛	譲渡のたのみの収入	㉛
譲渡のたのみの収入	㉜	譲渡のたのみの収入	㉜
譲渡のたのみの収入	㉝	譲渡のたのみの収入	㉝
譲渡のたのみの収入	㉞	譲渡のたのみの収入	㉞
譲渡のたのみの収入	㉟	譲渡のたのみの収入	㉟
譲渡のたのみの収入	㊱	譲渡のたのみの収入	㊱
譲渡のたのみの収入	㊲	譲渡のたのみの収入	㊲
譲渡のたのみの収入	㊳	譲渡のたのみの収入	㊳
譲渡のたのみの収入	㊴	譲渡のたのみの収入	㊴
譲渡のたのみの収入	㊵	譲渡のたのみの収入	㊵
譲渡のたのみの収入	㊶	譲渡のたのみの収入	㊶
譲渡のたのみの収入	㊷	譲渡のたのみの収入	㊷
譲渡のたのみの収入	㊸	譲渡のたのみの収入	㊸
譲渡のたのみの収入	㊹	譲渡のたのみの収入	㊹
譲渡のたのみの収入	㊺	譲渡のたのみの収入	㊺
譲渡のたのみの収入	㊻	譲渡のたのみの収入	㊻
譲渡のたのみの収入	㊼	譲渡のたのみの収入	㊼
譲渡のたのみの収入	㊽	譲渡のたのみの収入	㊽
譲渡のたのみの収入	㊾	譲渡のたのみの収入	㊾
譲渡のたのみの収入	㊿	譲渡のたのみの収入	㊿

注1 譲渡があつたものとみなされる金額は、(1)譲渡があつたものとみなされる金額の合計額を記載します。
注2 譲渡があつたものとみなされる金額は、(2)譲渡があつたものとみなされる金額の合計額を記載します。
注3 譲渡があつたものとみなされる金額は、(3)譲渡があつたものとみなされる金額の合計額を記載します。
注4 譲渡があつたものとみなされる金額は、(4)譲渡があつたものとみなされる金額の合計額を記載します。

第3期 (平成20年分以内)

(新規)

2 面

2 「上場株式等の取得費の特例」の適用を受ける上場株式等の明細

譲渡した株式の年月日	譲渡した株式の銘柄	譲渡した株式の数量	譲渡した株式の取得費	譲渡した株式の取得費の特例	譲渡した株式の取得費の特例	譲渡した株式の取得費の特例	譲渡した株式の取得費の特例	譲渡した株式の取得費の特例	譲渡した株式の取得費の特例
・	株(口)	株(口)	円	円	円	円	円	円	円
・	株(口)	株(口)	円	円	円	円	円	円	円
・	株(口)	株(口)	円	円	円	円	円	円	円

※ 譲渡した国内事業管理税法に規定する上場株式等の取得費の特例については、「取得年月日」欄には、その国内事業管理税法に規定する取得費の特例を受ける年月日を記載し、() 内にその国内事業管理税法に規定する取得費の特例を受ける年月日を記載してください。また、次の【 】内に、その国内事業管理税法に規定する取得費の特例を受ける年月日を記載してください。

【 税務署 】

3 国内において行う事業に係る資産として管理しなくなった国内事業管理税法に規定する資産の明細

管理しなくなった行為の区分(注1)	その行為が行われた年月日	その行為が行われた行為の名称	その行為が行われた行為の金額	取得年月日(注2)
① 国内において行う事業に係る資産として管理しなくなった行為	・	株(口)	円	・
② 国内にある財産、負債又は権利、事業その他のこれらに属するものに移転する行為	・	株(口)	円	・
③ その行為の内容及びその結果について管理しなくなった行為	・	株(口)	円	・
④ 国内において行う事業に係る資産として管理しなくなった行為	・	株(口)	円	・
⑤ 国内にある財産、負債又は権利、事業その他のこれらに属するものに移転する行為	・	株(口)	円	・
⑥ その行為の内容及びその結果について管理しなくなった行為	・	株(口)	円	・

※1 「管理しなくなった行為の区分」欄は、それぞれ該当する行為の番号を○で囲んでください。

※2 「取得年月日」欄には、その行為が行われた国内事業管理税法に規定する取得費の特例を受ける年月日を記載し、() 内にその国内事業管理税法に規定する取得費の特例を受ける年月日を記載してください。また、次の【 】内に、その国内事業管理税法に規定する取得費の特例を受ける年月日を記載してください。

【参考】その他の譲渡した主な株式等の明細(上記に記した取得費の特例について記載してください)

区分	譲渡した株式の年月日	譲渡した株式の銘柄	譲渡した株式の数量	譲渡した株式の取得費	譲渡した株式の取得費の特例	譲渡した株式の取得費の特例	譲渡した株式の取得費の特例	譲渡した株式の取得費の特例	譲渡した株式の取得費の特例
未公開分	・	株(口)	株(口)	円	円	円	円	円	円
上場分	・	株(口)	株(口)	円	円	円	円	円	円
未公開分	・	株(口)	株(口)	円	円	円	円	円	円
上場分	・	株(口)	株(口)	円	円	円	円	円	円

※1 「区分」欄は、未公開株式等については「未公開分」、上場株式等については「上場分」のいずれか当てはまるものを○で囲んでください。

※2 譲渡した国内事業管理税法に規定する上場株式等の取得費の特例については、「取得年月日」欄には、その国内事業管理税法に規定する取得費の特例を受ける年月日を記載し、() 内にその国内事業管理税法に規定する取得費の特例を受ける年月日を記載してください。また、次の【 】内に、その国内事業管理税法に規定する取得費の特例を受ける年月日を記載してください。

【 税務署 】

○ 特例の内容又は記載方法については、税務署におたずねください。

(新規)

送付先	送付日	送付月	送付日	送付月	送付日
〒	年	月	日	年	月

国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合の届出書

届出者 氏名 〒 フリガナ	住所 (国外の住所) 〒 フリガナ	届出先 (住所) 〒 フリガナ
	住所 (国内の住所) 〒 フリガナ	届出先 (住所) 〒 フリガナ
	住所 (国外の住所) 〒 フリガナ	届出先 (住所) 〒 フリガナ
	住所 (国内の住所) 〒 フリガナ	届出先 (住所) 〒 フリガナ

国内事業管理親法人株式の交付を受けたので届出します。

記

1 交付を受けた国内事業管理親法人株式の明細

交付の基となった事実(注)	合併・分割	分割	株式交換
交付を受けた年月日	年	月	日
交付を受けた国内事業管理親法人株式の銘柄			
交付を受けた株式の数 (又は出資の金額)			株 (円)
交付を受けた日の属する年の12月31日現在において有する株式の総数 (又は出資の金額)			株 (円)

2 その他参考となる事項

(1) 国内事業管理親法人株式を管理する国内の恒久的施設の所在地

(2) 納税管理人の住所、氏名及び電話番号

(3) その他

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

4420 11

(新規)

国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合の届出書

1 使用目的

この届出書は、国内に恒久的施設を有する非居住者が国内事業管理親法人株式の交付を受けた場合に使用するものです。

その年において国内事業管理親法人株式の交付を受けた国内に恒久的施設を有する非居住者は、その交付を受けた日の属する年の12月31日において有する国内事業管理親法人株式の総額及び数等を記載した届出書を、その年の翌年3月15日までに、その者の所得税の納税地の所轄税務署長に提出しなればならないことになっていますので、次の記載要領を参考としてこの届出書を作成し提出してください。

(注) 国内事業管理親法人株式とは、国内に恒久的施設を有する非居住者が、国内において行う事業に係る資産として管理し、かつ、国内の恒久的施設において管理する株式（以下「国内事業管理株式」といいます。）を有する場合において、その国内事業管理株式を発行した内国法人が行った特定合併、特定分割、特定分派、特定株式交換（それぞれ租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号、第3号、第5号に規定するものに限りです。）により、その国内事業管理株式に対応して交付を受けた国内事業管理外国合併親法人株式、国内事業管理外国分割親法人株式又は国内事業管理外国株式交換完全支配親法人株式をいいます。

2 記載要領

- (1) 「国内の事務所又は事業所の所在地」欄については、国内において行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地を記載することとし、これらが二以上あるときは、そのうち主たるものを記載してください。
- (2) 「交付を受けた年月日」、「交付を受けた国内事業管理親法人株式の総額」、「交付を受けた株式の数（又は出資の金額）」の各欄には、それぞれ国内事業管理親法人株式の交付を受けた年月日、総額、株式の数（出資にあっては金額）を記載してください。
- (3) 「交付を受けた日の属する年の12月31日現在において有する株式の数（又は出資の金額）」欄には、「交付を受けた国内事業管理親法人株式の総額」欄に記載した総額に係る、その年の12月31日現在において有する株式の数（出資にあっては金額）を記載してください。
- (4) 「納税管理人の住所、氏名及び電話番号」欄については、納税管理人を定めている場合に記載してください。

記載要領等

この明細書は、現物特別償還法第37条の13（特定投資株式の取得に要した金額の控除等の特例）、同法第37条の13の2第1項（特定投資株式が株式としての価額を失った場合の特例）、同条第4項（特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除の特例）、同法第41条の19（特定新設中小企業が発行した株式を取得した場合の控除の特例）又は平成20年改正法第2条第1項（特定投資株式の取得に要した金額の控除等の特例）の3（特定投資株式に係る譲渡所得等の控除の特例）の規定の適用を受ける場合に、その特定投資株式の取得ごとにその特定投資株式と同一銘柄の株式もあつてその異動の状況について作成し、作成に当たっては、特定投資株式を発行した特定中小会社から交付を受けた「株式異動状況説明書」を参考にしてください。

- 1 「④異動年月日（異動事由）」欄の「かつ」の内には、株式の異動事由を、例えば次のように書いてください。

払込みによる取得・・・・・・・・・・払込（特定投資株式の場合には○で囲みます。）

相対取引による取得・・・・・・・・・・相対

相対（譲手・譲渡）による取得・・・・・・・・・・相対

株式の分割・・・・・・・・・・分割

株式価値相当・・・・・・・・・・無償割当

譲渡・・・・・・・・・・譲渡

暗号・・・・・・・・・・暗号

株式の併合・・・・・・・・・・併合

特定投資株式を発行した株式会社解散し（合併による解散を除きます。）、その清算が終了した場合・・・・・・・・・・清算

特定投資株式を発行した株式会社が破産法の規定による破産宣告を受けた場合・・・・・・・・・・破産

- 2 「②相手方の氏名・名称、住所・所在地（相手方との関係）」欄には、株式の取得、譲渡などの場合の相手方の名称、所在地などを書いてください。また、かつこの内には、相手方との関係を、例えば「親族」、「雇用主」、「自己の事業の取引先」、「自己の事業の使用人」、「勤務する会社の取引先」のように書いてください。

- 3 「④取得又は譲渡の単価」欄には、取得又は譲渡した株式の単価を書いてください。

（注）「異動事由」が、「相対」又は「暗号」の場合や著しく低い価額で取得した場合の株式の単価の記入については、

税務署におたずねください。

- 4 「⑦特定投資株式」欄には、次のイからロを控除した総額を書いてください。なお、現物特別償還法第37条の13（特定投資株式の取得に要した金額の控除等の特例）のみの適用を受ける方は、この欄については記載する必要はありません。

イ 払込みにより取得した特定投資株式の数の合計

ロ 特定投資株式の払込みによる取得の時以後に譲渡又は暗号をした特定投資株式と同一銘柄株式の株式の数

なお、株式の分割や併合があった場合には、計算が異なりますので税務署におたずねください。

- 5 「⑧1株当たりの取得費」欄には、次の算式により計算した金額を書いてください。

$$\frac{[(\text{前年度課税後の株式の総数}) \times (\text{前年度課税後の1株当たりの取得費})] + \{(\text{前年度課税後に取得した株式の取得費の合計}) - (\text{前年度課税後の株式の総数})\}}{(\text{前年度課税後に取得した株式の株式の合計})}$$

※ 上記算式の増減には、上記1の「清算」、「破産」の場合も含みます。

なお、株式の分割・併合等があった場合には、1株当たりの取得費については、調整計算が必要です。税務署におたずねください。

記載要領等

この明細書は、現物特別償還法第37条の13（特定投資株式の取得に要した金額の控除等の特例）、同法第37条の13の2第1項（特定投資株式が株式としての価額を失った場合の特例）、同条第4項（特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除の特例）又は同法第37条の13の3（特定投資株式に係る譲渡所得等の控除の特例）の規定の適用を受ける場合に、その特定投資株式の取得ごとにその特定投資株式と同一銘柄の株式もあつてその異動の状況について作成し、作成に当たっては、特定投資株式を発行した特定中小会社から交付を受けた「株式異動状況説明書」を参考にしてください。

- 1 「④異動年月日（異動事由）」欄の「かつ」の内には、株式の異動事由を、例えば次のように書いてください。

払込みによる取得・・・・・・・・・・払込（特定投資株式の場合には○で囲みます。）

相対取引による取得・・・・・・・・・・相対

相対（譲手・譲渡）による取得・・・・・・・・・・相対

株式の分割・・・・・・・・・・分割

株式価値相当・・・・・・・・・・無償割当

譲渡・・・・・・・・・・譲渡

暗号・・・・・・・・・・暗号

株式の併合・・・・・・・・・・併合

特定投資株式を発行した株式会社解散し（合併による解散を除きます。）、その清算が終了した場合・・・・・・・・・・清算

特定投資株式を発行した株式会社が破産法の規定による破産宣告を受けた場合・・・・・・・・・・破産

- 2 「②相手方の氏名・名称、住所・所在地（相手方との関係）」欄には、株式の取得、譲渡などの場合の相手方の名称、所在地などを書いてください。また、かつこの内には、相手方との関係を、例えば「親族」、「雇用主」、「自己の事業の取引先」、「自己の事業の使用人」、「勤務する会社の取引先」のように書いてください。

- 3 「④取得又は譲渡の単価」欄には、取得又は譲渡した株式の単価を書いてください。

（注）「異動事由」が、「相対」又は「暗号」の場合や著しく低い価額で取得した場合の株式の単価の記入については、

税務署におたずねください。

- 4 「⑦特定投資株式」欄には、次のイからロを控除した総額を書いてください。なお、現物特別償還法第37条の13（特定投資株式の取得に要した金額の控除等の特例）のみの適用を受ける方は、この欄については記載する必要はありません。

イ 払込みにより取得した特定投資株式の数の合計

ロ 特定投資株式の払込みによる取得の時以後に譲渡又は暗号をした特定投資株式と同一銘柄株式の株式の数

なお、株式の分割や併合があった場合には、計算が異なりますので税務署におたずねください。

- 5 「⑧1株当たりの取得費」欄には、次の算式により計算した金額を書いてください。

$$\frac{[(\text{前年度課税後の株式の総数}) \times (\text{前年度課税後の1株当たりの取得費})] + \{(\text{前年度課税後に取得した株式の取得費の合計}) - (\text{前年度課税後の株式の総数})\}}{(\text{前年度課税後に取得した株式の株式の合計})}$$

※ 上記算式の増減には、上記1の「清算」、「破産」の場合も含みます。

なお、株式の分割・併合等があった場合には、1株当たりの取得費については、調整計算が必要です。税務署におたずねください。

【平成——年分】

（用除控損及算通益損の失損控損の合算の等々控損の控損控損控損）

住所 （ 支店・出張所・事務所・営業所・倉庫等 ）	フリガナ 氏名	電話番号	（ ）
---	------------	------	-----

名士與說

1 1 語彙した資産に関する明細

	合	計	建	物	土地・借地権
資産の所在地番					
資産の利用状況	面				
賃貸先	住所又は名称	は所在地 又 は 名 称		m ²	m ²
認識年月日	契約締結日				
認識した年月日			年 月 日	年 月 日	年 月 日
資産を取得した時期			年 月 日	年 月 日	年 月 日
認識価額	①	円	円	円	円
取得価額	②	円	円	円	円
償却費相当額	③	円	円	円	円
減引(④-③)	④	円	円	円	円
認識に要した費用	⑤	円	円	円	円
居住用財産の譲渡損失の金額 (⑥-④-⑤)	⑥	円	円	円	円

[illegible]

2 買い換えた資産に関する明細

資産の所在地番	合計	建物	土地・借地権
資産の権利状況・利用目的	/	㎡	㎡
買収資産の取得（予定）日		年	年
居住の用に供した（供する見込）日		年	年
買収資産の取得（予定）価額	円	円	円
買収先住所又は所在地	/		
買収先氏名又は名称			
住宅の取得等に要した住宅借入金等の総額及びその借入先		（借入先）	円

※ 明細書の記載に当たっては、「課税所得の申告のしかた(記載例)」

10.11
{H2274(5:5:1(2)51)}
10.11

番 号

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる
金額の計算書 (平成 年分) 【租税特別措置法第41条の5用】

住所 (支所、 本所、 事務所、 その他)	フリガナ 氏 名
-----------------------------------	-------------

この計算書は、本年中に行った居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の5第1項(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算の特例)の適用を受ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の5第4項(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除の特例)の適用を受けるために、本年分の居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が適用します。詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた(別添)」をご覧ください。

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算

(赤字の金額は、△を付けないで書いてください。)	
特別の計算の基礎となる居住用財産の譲渡損失の金額 (居住用財産の譲渡損失の金額の明細書(特定申告書付表)の⑨の合計欄の金額を記入してください。)	①
分譲譲渡の対象となる土地建物等の譲渡所得の金額の合計額 (①の金額以外に土地建物等の譲渡所得の金額がある場合は、その金額と①の金額との差額を記入してください。また、①の金額以外にない場合は、①の金額を記入してください。)	②
損益通算の特例の対象となる居住用財産の譲渡損失の金額 (特定損失額) (①と②の金額のいずれか少ない方の金額を記入してください。)	③
本年分の純損失の金額 (上記③(損1)、申告書第1表④及び申告書第3表④・⑤の金額の合計額又は申告書第4表⑤の金額を記入してください。なお、純損失の金額がないときは0とします。)	④
本年分が青色申告の場合 不動産所得の金額、事業所得の金額(※2)、山林所得の金額又は総合課税所得の金額(※3)のうち赤字であるものの合計額 (それぞれの所得の金額の赤字のみを合計して、その合計額を記入してください。)	⑤
本年分が白色申告の場合 変動所得の損失額及び仮決算用資産の損失額の合計額 (それぞれの損失額の合計額を記入してください。なお、いずれの損失もないときは0とします。)	⑥
居住用財産の譲渡損失の繰越基準額 (④から⑤又は⑥を差し引いた金額(引ききれない場合は0)を記入してください。)	⑦
翌年以後に繰り越される居住用財産の譲渡損失の金額 (⑦の金額と⑦の金額のいずれか少ない方の金額を記入してください。ただし、繰越した土地等の面積が500㎡を超えるときは、次の算式で計算した金額を記入してください。)	⑧
$\left\{ \left(\frac{\text{⑦の金額と⑦の金額のいずれか少ない方の金額}}{\text{⑧の面積}} \right) \times \left(1 - \frac{\text{⑧の面積}}{\text{⑧の面積}} \right) \right\} \times \left(\text{⑧の面積} \right)$	

※1 「上記①の金額」は、総合課税所得の赤字の金額(特別損失額)又は一時所得の赤字の金額(特別損失額、2分の1前)のいずれか多い金額は、「上記①の金額」からその赤字の金額を差し引いた金額にします(「上記①の金額」より、その赤字の金額が多い場合は0とします。)

※2 「事業所得の金額」とは、申告書第1表の「所得金額」欄の④及び⑤の金額の合計額をいいます。

※3 「総合課税所得の金額」は、申告書第4表(損失申告書)の「損失額又は所得金額」の②の金額の合計額とします。

(平成25年分以降用)

番 号

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる
金額の計算書 (平成 年分) 【租税特別措置法第41条の5用】

住所 (支所、 本所、 事務所、 その他)	フリガナ 氏 名
-----------------------------------	-------------

この計算書は、本年中に行った居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の5第1項(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算の特例)の適用を受ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の5第4項(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除の特例)の適用を受けるために、本年分の居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が適用します。詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた(別添)」をご覧ください。

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算

(赤字の金額は、△を付けないで書いてください。)	
特別の計算の基礎となる居住用財産の譲渡損失の金額 (居住用財産の譲渡損失の金額の明細書(特定申告書付表)の⑨の合計欄の金額を記入してください。)	①
分譲譲渡の対象となる土地建物等の譲渡所得の金額の合計額 (①の金額以外に土地建物等の譲渡所得の金額がある場合は、その金額と①の金額との差額を記入してください。また、①の金額以外にない場合は、①の金額を記入してください。)	②
損益通算の特例の対象となる居住用財産の譲渡損失の金額 (特定損失額) (①と②の金額のいずれか少ない方の金額を記入してください。)	③
本年分の純損失の金額 (上記③(損1)、申告書第1表④及び申告書第3表④・⑤の金額の合計額又は申告書第4表⑤の金額を記入してください。なお、純損失の金額がないときは0とします。)	④
本年分が青色申告の場合 不動産所得の金額、事業所得の金額(※2)、山林所得の金額又は総合課税所得の金額(※3)のうち赤字であるものの合計額 (それぞれの所得の金額の赤字のみを合計して、その合計額を記入してください。)	⑤
本年分が白色申告の場合 変動所得の損失額及び仮決算用資産の損失額の合計額 (それぞれの損失額の合計額を記入してください。なお、いずれの損失もないときは0とします。)	⑥
居住用財産の譲渡損失の繰越基準額 (④から⑤又は⑥を差し引いた金額(引ききれない場合は0)を記入してください。)	⑦
翌年以後に繰り越される居住用財産の譲渡損失の金額 (⑦の金額と⑦の金額のいずれか少ない方の金額を記入してください。ただし、繰越した土地等の面積が500㎡を超えるときは、次の算式で計算した金額を記入してください。)	⑧
$\left\{ \left(\frac{\text{⑦の金額と⑦の金額のいずれか少ない方の金額}}{\text{⑧の面積}} \right) \times \left(1 - \frac{\text{⑧の面積}}{\text{⑧の面積}} \right) \right\} \times \left(\text{⑧の面積} \right)$	

※1 「上記①の金額」は、総合課税所得の赤字の金額(特別損失額)又は一時所得の赤字の金額(特別損失額、2分の1前)のいずれか多い金額は、「上記①の金額」からその赤字の金額を差し引いた金額にします(「上記①の金額」より、その赤字の金額が多い場合は0とします。)

※2 「事業所得の金額」とは、申告書第1表の「所得金額」欄の④及び⑤の金額の合計額をいいます。

※3 「総合課税所得の金額」は、申告書第4表(損失申告書)の「損失額又は所得金額」の②の金額の合計額とします。

(平成25年分以降用)

居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ

個人が、平成10年1月1日から平成21年12月31日までの間に、次の1に掲げる譲渡資産の譲渡(その個人の親族等に対する譲渡など一定のものを含みます。以下「特定譲渡」といいます。)をした場合において、その特定譲渡の日のある年の前年1月1日からその特定譲渡をした年の翌年12月31日までの間に、次の2に掲げる買換え資産の取得(買換えによるものなど一定のものを除きます。)をし、その取得をした年の翌年12月31日において、その買換え資産に係る住居借入金等(契約において償還期間が10年以上の期間にわたるものに限ります。以下「借入期間」といいます。)の償還を有し、かつ、その取得をした年の翌年12月31日までの間に譲渡の用に供したと認められる見込みであるときは、その譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その特定譲渡をした日の属する年分の分離した譲渡所得の金額及び分離した譲渡所得の金額の計算上控除しきれない部分の金額として一定の方法により計算した金額(以下「居住用財産の譲渡損失の金額」といいます。)については、一定の要件の下で、その年の他の所得と損益通算をしてもなお控除しきれない部分の金額をいいます。のうち、その居住用財産の譲渡損失の金額に係るもの(その居住用財産の譲渡損失の金額に係る譲渡資産のうち土地等の前償が500万円を超えるものが含まれている場合には、その土地等のうち500万円を超える部分に相当する金額を除きます。)として一定の方法により計算した金額を有する場合は、その年分(その年分において買換えに係る住居借入金等の金額を有し、かつ、合計所得金額が9,000万円以下である年分に限ります。)の総所得金額等の計算上、一定の方法により繰越控除をすることができます。

(注) 1 居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、裏面の計算書により計算します。
2 住居借入金等の取得は、原則として、住居借入金等特約控除の対象となる借入金又は借付金と見做す(住居借入金等特約控除を受けられる方へ)参照。
3 「譲渡損失の繰越控除」及び「譲渡損失の繰越し損出制度」の対象となる譲渡損失の金額については一定の調整をする必要があります。

1 譲渡資産の範囲

特例の適用対象となる「譲渡資産」とは、個人が有する家屋又は土地等とその年の1月1日において所有期間が5年を超えらるものうち次に掲げるものをいいます。

(1) その個人がその居住の用に供している家屋で戸内にあるもの(居住の用に供している家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供している一の家屋に限ります。また、その家屋のうち居住の用に供している部分がある場合には、居住の用に供している部分に限ります。)

(2) (1)の家屋でその個人の居住の用に供されなくなったもの(居住の用に供されなくなった日から同月以後3年を経過する日の属する年の12月31日までその間に譲渡されたものに限ります。)

(3) (1)又は(2)の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地等

(4) (1)の家屋が災害により被災した場合において、その家屋を引き続き所有していたならば、その年の1月1日における所有期間が5年を超えらるその家屋の敷地の用に供されていた土地等(その災害があった日から同月以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。)

2 買換え資産の範囲

特例の適用対象となる「買換え資産」とは、個人が居住の用に供する家屋で次に掲げるもの(居住の用に供する家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供する一の家屋に限ります。)

(1) 一棟の家屋の床面積のうちその個人が居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上であるもの

(2) 一棟の家屋のうち独立部分を除く部分に所有する場合には、その独立部分の床面積のうちその個人が居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上であるもの

3 特例の適用を受けするための手続等

損益通算の特例の適用を受けられるためには、その年分の確定申告書に「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書(確定申告書付録(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除明細書))」や「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書及び繰越控除の金額となる金額の計算書(「譲渡損失の金額の計算書」(裏面の計算書)など一定の書類を添付する必要があります。)

繰越控除の特例の適用を受けられるためには、損益通算の特例の適用を受けた年分の所得税について確定申告書等を提出した場合であって、その後にあっては遅延して確定申告書等を提出し、かつ、繰越控除の特例の適用を受けける年の確定申告書(確定申告書)に買換えに係る住居借入金等の買換え期間(原則として、特例の適用を受けようとする年の12月31日現在のもの)などを添付する必要があります。

この特例に関する詳しいことは、国税庁ホームページのタックスアンサー【www.nta.go.jp/taxanswer】をご覧ください。税務署におたずねください。

居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ

個人が、平成10年1月1日から平成21年12月31日までの間に、次の1に掲げる譲渡資産の譲渡(その個人の親族等に対する譲渡など一定のものを含みます。以下「特定譲渡」といいます。)をした場合において、その特定譲渡の日のある年の前年1月1日からその特定譲渡をした年の翌年12月31日までの間に、次の2に掲げる買換え資産の取得(買換えによるものなど一定のものを除きます。)をし、その取得をした年の翌年12月31日において、その買換え資産に係る住居借入金等(契約において償還期間が10年以上の期間にわたるものに限ります。以下「借入期間」といいます。)の償還を有し、かつ、その取得をした年の翌年12月31日までの間に譲渡の用に供したと認められる見込みであるときは、その譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その特定譲渡をした日の属する年分の分離した譲渡所得の金額及び分離した譲渡所得の金額の計算上控除しきれない部分の金額として一定の方法により計算した金額(以下「居住用財産の譲渡損失の金額」といいます。)については、一定の要件の下で、その年の他の所得と損益通算をしてもなお控除しきれない部分の金額をいいます。のうち、その居住用財産の譲渡損失の金額に係るもの(その居住用財産の譲渡損失の金額に係る譲渡資産のうち土地等の前償が500万円を超えるものが含まれている場合には、その土地等のうち500万円を超える部分に相当する金額を除きます。)として一定の方法により計算した金額を有する場合は、その年分(その年分において買換えに係る住居借入金等の金額を有し、かつ、合計所得金額が9,000万円以下である年分に限ります。)の総所得金額等の計算上、一定の方法により繰越控除をすることができます。

(注) 1 居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、裏面の計算書により計算します。
2 住居借入金等の取得は、原則として、住居借入金等特約控除の対象となる借入金又は借付金と見做す(住居借入金等特約控除を受けられる方へ)参照。
3 「譲渡損失の繰越控除」及び「譲渡損失の繰越し損出制度」の対象となる譲渡損失の金額については一定の調整をする必要があります。

1 譲渡資産の範囲

特例の適用対象となる「譲渡資産」とは、個人が有する家屋又は土地等とその年の1月1日において所有期間が5年を超えらるものうち次に掲げるものをいいます。

(1) その個人がその居住の用に供している家屋で戸内にあるもの(居住の用に供している家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供している一の家屋に限ります。また、その家屋のうち居住の用に供している部分がある場合には、居住の用に供している部分に限ります。)

(2) (1)の家屋でその個人の居住の用に供されなくなったもの(居住の用に供されなくなった日から同月以後3年を経過する日の属する年の12月31日までその間に譲渡されたものに限ります。)

(3) (1)又は(2)の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地等

(4) (1)の家屋が災害により被災した場合において、その家屋を引き続き所有していたならば、その年の1月1日における所有期間が5年を超えらるその家屋の敷地の用に供されていた土地等(その災害があった日から同月以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。)

2 買換え資産の範囲

特例の適用対象となる「買換え資産」とは、個人が居住の用に供する家屋で次に掲げるもの(居住の用に供する家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供する一の家屋に限ります。)

(1) 一棟の家屋の床面積のうちその個人が居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上であるもの

(2) 一棟の家屋のうち独立部分を除く部分に所有する場合には、その独立部分の床面積のうちその個人が居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上であるもの

3 特例の適用を受けするための手続等

損益通算の特例の適用を受けられるためには、その年分の確定申告書に「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書(確定申告書付録(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除明細書))」や「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書及び繰越控除の金額となる金額の計算書(「譲渡損失の金額の計算書」(裏面の計算書)など一定の書類を添付する必要があります。)

繰越控除の特例の適用を受けられるためには、損益通算の特例の適用を受けた年分の所得税について確定申告書等を提出した場合であって、その後にあっては遅延して確定申告書等を提出し、かつ、繰越控除の特例の適用を受けける年の確定申告書(確定申告書)に買換えに係る住居借入金等の買換え期間(原則として、特例の適用を受けようとする年の12月31日現在のもの)などを添付する必要があります。

この特例に関する詳しいことは、国税庁ホームページのタックスアンサー【http://www.nta.go.jp/taxanswer】をご覧ください。税務署におたずねください。

番号

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書（平成____年分）【租税特別措置法第41条の5の2用】

住所
氏名
フリガナ

この計算書は、本年中に行った特定居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の5の2第1項（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算の特例）の適用を受ける方及び翌年（分）以後の各年分において租税特別措置法第41条の5の2第4項（特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除の特例）の適用を受けるために、本年分の特定居住用財産の譲渡損失の金額を翌年（分）以後に繰り増す方が使用します。詳しくは、「譲渡損失の申告のしかた（記載欄）」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】）からダウンロードできます。なお、別添紙にも用紙としてあります。）をご覧ください。

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書（赤字の金額は、△を付けないで書いてください。）

特別の計算の基礎となる特定居住用財産の譲渡損失の金額 （「特定居住用財産の譲渡損失の金額の計算書（確定申告用付表）」（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算の特例）の適用を受ける方の損失の金額）		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
分譲課税の対象となる土地建物等の譲渡所得の金額の合計額 （①の金額以外に土地建物等の譲渡所得の金額がある場合は、その金額と①の金額との合計額を記入してください（赤字の場合は0と書きます）。また、①の金額以外にない譲渡後の金額を記入してください（赤字の場合は0と書きます）。また、①の金額以外にない場合は、①の金額を記入してください。）										
譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の特例による特定居住用財産の譲渡損失を控除した金額 （「特定居住用財産の譲渡損失の金額の計算書（確定申告用付表）」（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算の特例）の適用を受ける方は、その金額と①の金額との合計額を記入してください（赤字の場合は0と書きます）。また、①の金額以外にない場合は、①の金額を記入してください。）										
損益通算の特例の対象となる特定居住用財産の譲渡損失の金額（特定損失額） （①から④の金額のいずれか少ない金額を記入してください。）										
本年分の純損失の金額 （上記⑤及び⑥の金額の合計額又は申告書第4項（⑤）の金額を記入してください。なお、純損失の金額がないときは0と書きます。）										
本年分が青色申告の場合 不動産所得の金額、事業所得の金額（※2）、山林所得の金額又は総合課税所得の金額（※3）のうち赤字であるものの合計額（それぞれの所得の金額の赤字のみを合計して、その合計額を記入してください。）										
本年分が白色申告の場合 変動所得の損失額及び被災事業用資産の損失額の合計額（それぞれの損失額の合計額を記入してください。なお、いずれの損失もなないときは0と書きます。）										
特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除率 （⑤から⑧の金額のいずれか少ない金額（※4）を記入してください。）										
翌年以後に繰り越される特定居住用財産の譲渡損失の金額 （⑤の金額と⑧の金額のいずれか少ない方の金額を記入してください。）										

※1 「上記⑤の金額」は、総合課税所得の赤字の金額（特別控除後、2分の1前）がある場合は、「上記⑤の金額」からその赤字の金額を差し引いた金額とします（上記⑤の金額は、その赤字の金額が多い場合は0とします）。
※2 「事業所得の金額」とは、申告書第1条の「所得金額」欄の①及び②の金額の合計額をいいます。
※3 「総合課税所得の金額」は、申告書第4項（損失申告用）の「1 損失額又は所得金額」の①、②の金額の合計額とします。
（平成19年分以降用）

番号

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書（平成____年分）【租税特別措置法第41条の5の2用】

住所
氏名
フリガナ

この計算書は、本年中に行った特定居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の5の2第1項（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算の特例）の適用を受ける方及び翌年（分）以後の各年分において租税特別措置法第41条の5の2第4項（特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除の特例）の適用を受けるために、本年分の特定居住用財産の譲渡損失の金額を翌年（分）以後に繰り増す方が使用します。詳しくは、「譲渡損失の申告のしかた（記載欄）」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】）からダウンロードできます。なお、別添紙にも用紙としてあります。）をご覧ください。

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書（赤字の金額は、△を付けないで書いてください。）

特別の計算の基礎となる特定居住用財産の譲渡損失の金額 （「特定居住用財産の譲渡損失の金額の計算書（確定申告用付表）」（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算の特例）の適用を受ける方の損失の金額）		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
分譲課税の対象となる土地建物等の譲渡所得の金額の合計額 （①の金額以外に土地建物等の譲渡所得の金額がある場合は、その金額と①の金額との合計額を記入してください（赤字の場合は0と書きます）。また、①の金額以外にない譲渡後の金額を記入してください（赤字の場合は0と書きます）。また、①の金額以外にない場合は、①の金額を記入してください。）										
譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の特例による特定居住用財産の譲渡損失を控除した金額 （「特定居住用財産の譲渡損失の金額の計算書（確定申告用付表）」（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算の特例）の適用を受ける方は、その金額と①の金額との合計額を記入してください（赤字の場合は0と書きます）。また、①の金額以外にない場合は、①の金額を記入してください。）										
損益通算の特例の対象となる特定居住用財産の譲渡損失の金額（特定損失額） （①から④の金額のいずれか少ない金額を記入してください。）										
本年分の純損失の金額 （上記⑤及び⑥の金額の合計額又は申告書第4項（⑤）の金額を記入してください。なお、純損失の金額がないときは0と書きます。）										
本年分が青色申告の場合 不動産所得の金額、事業所得の金額（※2）、山林所得の金額又は総合課税所得の金額（※3）のうち赤字であるものの合計額（それぞれの所得の金額の赤字のみを合計して、その合計額を記入してください。）										
本年分が白色申告の場合 変動所得の損失額及び被災事業用資産の損失額の合計額（それぞれの損失額の合計額を記入してください。なお、いずれの損失もなないときは0と書きます。）										
特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除率 （⑤から⑧の金額のいずれか少ない金額（※4）を記入してください。）										
翌年以後に繰り越される特定居住用財産の譲渡損失の金額 （⑤の金額と⑧の金額のいずれか少ない方の金額を記入してください。）										

※1 「上記⑤の金額」は、総合課税所得の赤字の金額（特別控除後、2分の1前）がある場合は、「上記⑤の金額」からその赤字の金額を差し引いた金額とします（上記⑤の金額は、その赤字の金額が多い場合は0とします）。
※2 「事業所得の金額」とは、申告書第1条の「所得金額」欄の①及び②の金額の合計額をいいます。
※3 「総合課税所得の金額」は、申告書第4項（損失申告用）の「1 損失額又は所得金額」の①、②の金額の合計額とします。
（平成19年分以降用）

(削除)

納税申告書等の送付通知書 (提出者通知用)

〒	第 _____ 号
住所	平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
_____ 様	税務署長
_____ 印	

税の _____ の送付について

あなた [貴法人] から平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日付で当署に提出された _____ 税の _____ については、下記 1 の理由により下記 2 の送付先に送付しましたので通知します。

今後この事業についてのお申出等は、すべて下記 2 の送付先あてにしてください。

記

1 送付の理由

2 送付先

所在地 _____

名称 _____

電話番号 (_____) _____ 局 _____ 番

(資 17-9-3-A 4 統一)